

2 春協総第 3109 号
令和 2 年 7 月 28 日

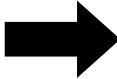
子どもの家利用児童保護者の皆様へ

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会総務課長

感染症等による学級閉鎖等の前日における
子どもの家の利用について（お知らせ）

昨年度までは学級閉鎖等の前日は、子どもの家の利用は可能でしたが、今年度から子どもの家利用児童や職員への感染を防ぐため、学級閉鎖の前日からのご利用ができなくなりましたので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 変 更 点

	令和元年度まで		令和 2 年度以降
学級閉鎖期間中	当該クラスの児童は利用不可		当該クラスの児童は 利用不可
学級閉鎖の前日(0日目) (給食後早帰り、通常下校含む)	利用可		

問合わせ 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
総務課子どもの家担当
電話：0568-84-3241